No.19　奈良阪（県道木津横田線）から東大寺大仏殿への眺望

（１）眺望景観の概要

①眺望景観の構成

類型		Ⅴ：導入路・玄関口型眺望景観
視点場	主要な視点場	奈良阪（県道木津横田線）
	主要な視点場と一体となって価値を形成する区域	県道木津横田線沿道の区域
視対象	主要な視対象	東大寺大仏殿
	主要な視対象と一体となって価値を形成する区域	東大寺境内（史跡東大寺旧境内の区域）
眺望空間	近景域	県道木津横田線の町並み、市街地
	中景域	東大寺境内、春日大社境内
	遠景域	市街地、高円山等の山並み
	主要な視点場と主要な視対象である東大寺大仏殿を結ぶ直線を中心に左右 30 度（合計 60 度）の区域であり、かつ、東部山並みの稜線及び行政界までの区域とする。	

■ 眺望景観の構成図

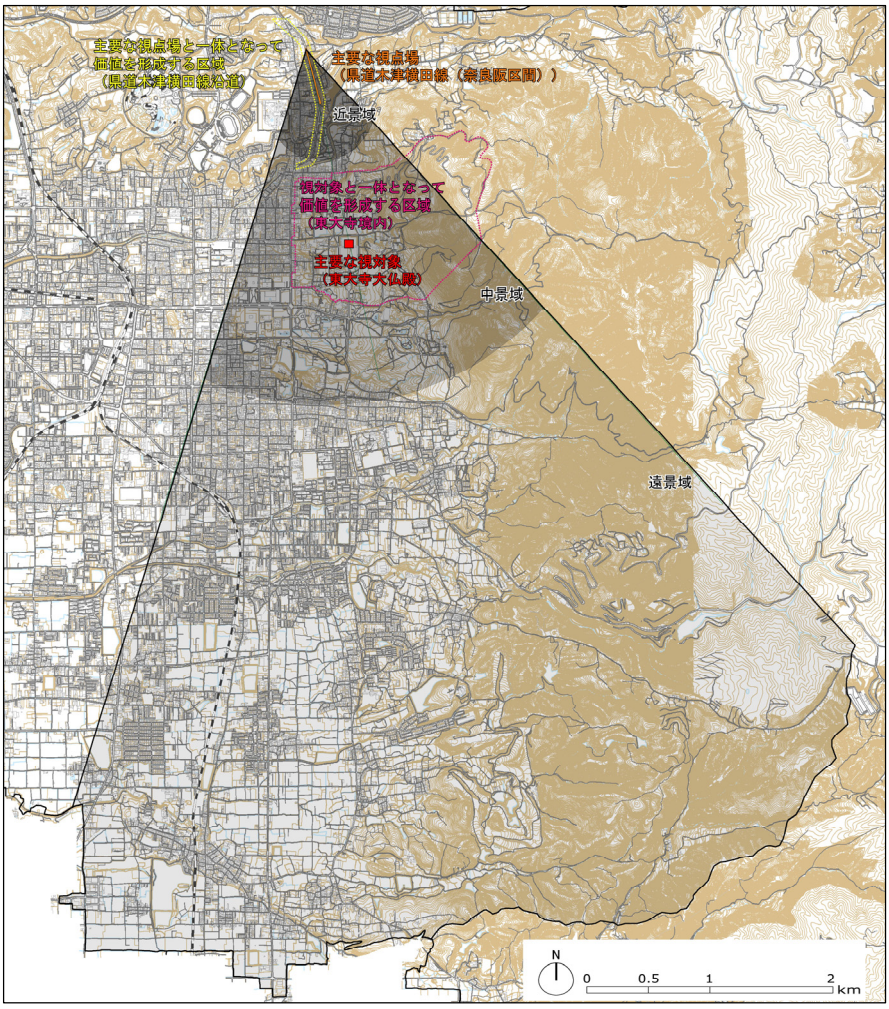

②奈良らしさ

ⅰ）目に見える景観の特性

沿道の街路樹や樹林が東大寺大仏殿への軸線をつくりだす。高位からの見下ろしながら南進するなかで、徐々に大きくなる東大寺大仏殿の大屋根を象徴的に望むことができる。

ⅱ）心で感じる景観の特性

〇歴史的背景

東大寺大仏殿は、正式には東大寺金堂という。奈良時代の大仏殿は、治承 4 年（1180）の平重衡などの南都焼討によって焼失している。建久 6 年（1195）の再建時の落慶法要には源頼朝なども列席した。永禄 10 年（1567）三好・松永の戦いによって再度焼失したが、公慶上人の尽力や徳川綱吉の寄進などにより、宝永 6 年（1709）に落慶した。これが現在の大仏殿であり、現在でも世界最大級の木造建築である。

〇民俗文化・生活文化／文学・芸術作品／説話・伝承

「平家物語」では、治承 4 年（1181）の平重衡などの南都焼討によって東大寺大仏殿が焼失した様子が描かれており、東大寺大仏殿のわが国の歴史のなかでの重要性を物語る。

「大仏殿の二階の上には千余人のぼりあがり、敵の続くをのぼせじと、橋をばひいてけり。猛火はまさしうおしかけたり。おめきさけぶ声、焦熱・大焦熱・無間阿毘の炎の底の罪人も、これにはすぎじとぞみえし」

また、和辻哲郎は「古寺巡礼」のなかで以下のように記している。

「大仏殿の屋根は空と同じ蒼い色で、ただこころもち錆がある。それが朧ろに、空に融け入るように、ふうわりと浮かんでいる。その両端の鴟尾のほのかに、実にほのかに、淡い金色を放っているのが、拝みたいほどありがたく感じられた。」

〇眺望景観の構成要素の関係

―

ⅲ）情報としての景観の特性

〇名所案内記・絵図等

東大寺大仏殿は、「大和国細見図」（享保 20 年（1735））、「大和名所図会巻ノ一」（寛政 3 年（1791））、「いんばんや絵図」（明治 3～15 年（1870～1882））、「奈良名勝案内図」）大正 14 年（1925））など、近世以来多くの名所案内記で紹介されている。

〇インベントリー

東大寺は、世界遺産として多くの人々に知られており、南都七大寺のひとつでもある。また、奈良は、「わたしの旅 100 選」や「日本遺産・百選」「新日本観光地百選」などに選定されており、東大寺はその多くで構成要素のひとつとしてあげられる。

（２）眺望景観の保全・活用の現状と課題

①守るための視点

東大寺大仏殿は国宝に指定され、保護されているため、視対象については、新たな保全施策は求められない。

地形的特徴から東大寺大仏殿を見下ろす構成となるため、現行の 15m斜線高度地区により、東大寺大仏殿への視線を遮る高さの建築物が建てられるおそれはない。都市公園の区域内においても、視対象への眺望の前景に映りこむ高さ・規模の都市公園施設の建設は行わないこと、また、都市公園施設の整備等の際は、形態・意匠等への配慮が求められる。

■ 現行法による高さ規制の状況

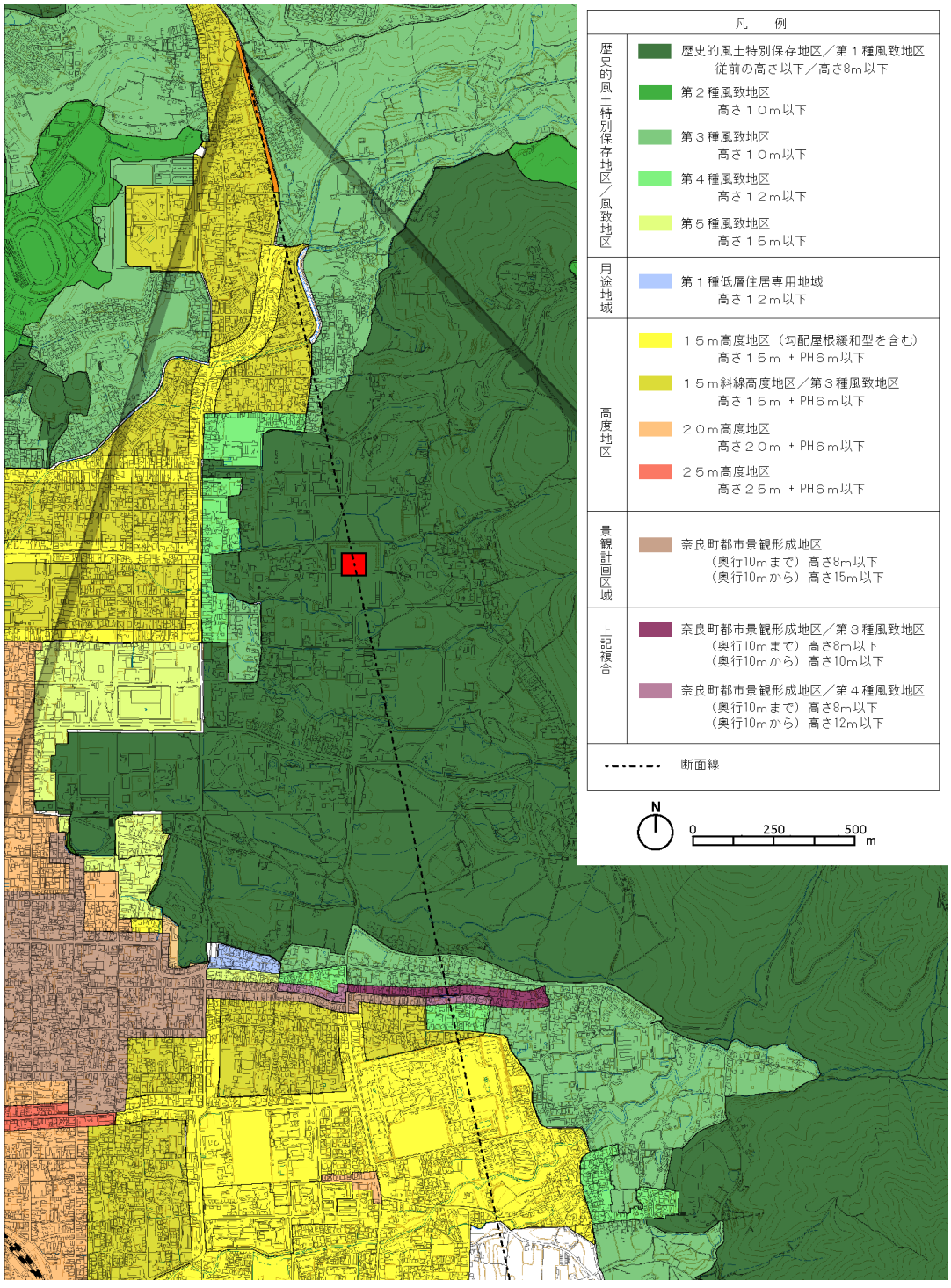

■ 現行法による高さ規制の状況（断面図）

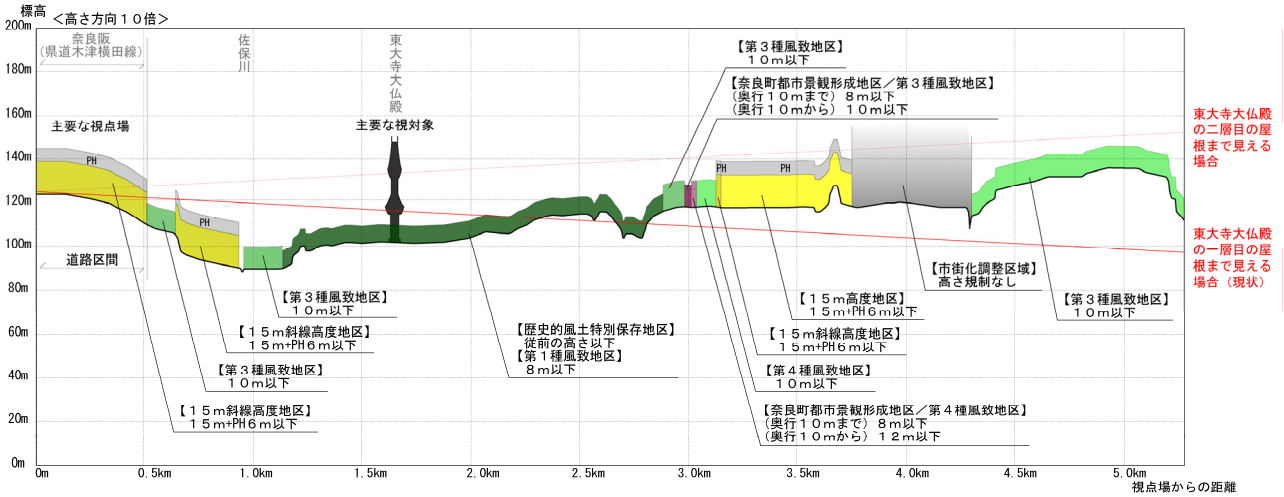

道路上への案内表示等の道路施設の設置にあたっては、東大寺大仏殿への眺めに十分に配慮することが求められる。

軸線を形成する沿道の建築物等の形態意匠について、現在は制限が設けられておらず、歴史的景観にそぐわない洋風の建築物等が建ち並ぶおそれがあるため、形態意匠等の誘導施策が求められる。沿道の住民と連携した取り組みを進めるなかで、良好な生活空間の形成と併せて沿道の桜並木や樹林、庭木等の適切な管理を行い、自然豊かな軸線を保全していくことが求められる。

②整えるための視点

視界に電柱電線類が映り込むため、電柱電線類の美装化等が求められる。

沿道の建築物は基本的に和風の趣あるものであるが、違和感のある建築物もみられるため、修景が求められる。

③活かすための視点

公募により推薦された眺望景観であるとともに、京都方面からの奈良への導入路として、多くの人々が目にする眺望景観として、十分に認知されている眺望景観である。

（３）眺望景観の保全・活用の目標と方針

①眺望景観の保全・活用の目標

前述の「奈良らしさ」の整理より、奈良阪（県道木津横田線）から東大寺大仏殿への眺望の主題（コンセプト）は、「正面の大仏殿が徐々に大きくなり、奈良に来たことを印象づけるとともに、奈良観光への期待感を膨らませる眺望であること」にあるといえる。

そこで、眺望景観の保全・活用の目標は、以下のとおりとする。

【眺望景観の保全・活用の目標】

～　歴史・文化の香り高い奈良盆地に入ってきたことを
印象的に感じられるような眺望景観づくり　～

②眺望景観の保全・活用の方針

眺望景観が抱える課題を解決していくため、眺望景観の保全・活用の目標を具体化した「眺望景観の保全・活用の方針」を以下のように設定する。

【眺望景観の保全・活用の方針】

守るための方針

- 沿道建築物等の形態意匠の景観誘導や沿道の山林や樹林、街路樹の適切な管理により、東大寺大仏殿を象徴的に眺められる良好な軸線を保全する。
- 眺望景観の視点から道路標識や案内板などの設置方法に十分に配慮し、奈良への導入路としてふさわしい景観を形成する。
- 建築物等の高さの制限や屋上施設の景観誘導などにより、東大寺大仏殿の背景を保全する。
- 東大寺大仏殿の保存及びその周囲に広がる樹林の適切な管理により、それらが一体となって形成する歴史的風土を保存する。

整えるための方針

- 沿道建築物等の修景や道路施設の修景などにより、東大寺大仏殿への良好な軸線を形成する。

活かすための方針

- 多くの人々が奈良に来たことを印象的に感じられるよう、情報発信や空間づくりを推進する。
- 奈良阪（県道木津横田線）から東大寺大仏殿が見える区間だけでなく、一体的な道路景観づくりを進め、古都奈良への導入路としての質の高い景観づくりを推進する。
- 東大寺境内の樹林の適切な管理により、東大寺境内の樹林と堂・塔頭とが一体となって形成する歴史的風土を保存し、東大寺のより一層の魅力の向上を図る。

（４）眺望景観の保全・活用の方策

①守るための方策

○対象区域

（１）①で設定した眺望空間全体を「眺望景観保全区域」とし、守るための方策の対象区域とする。

■ 眺望景観保全区域

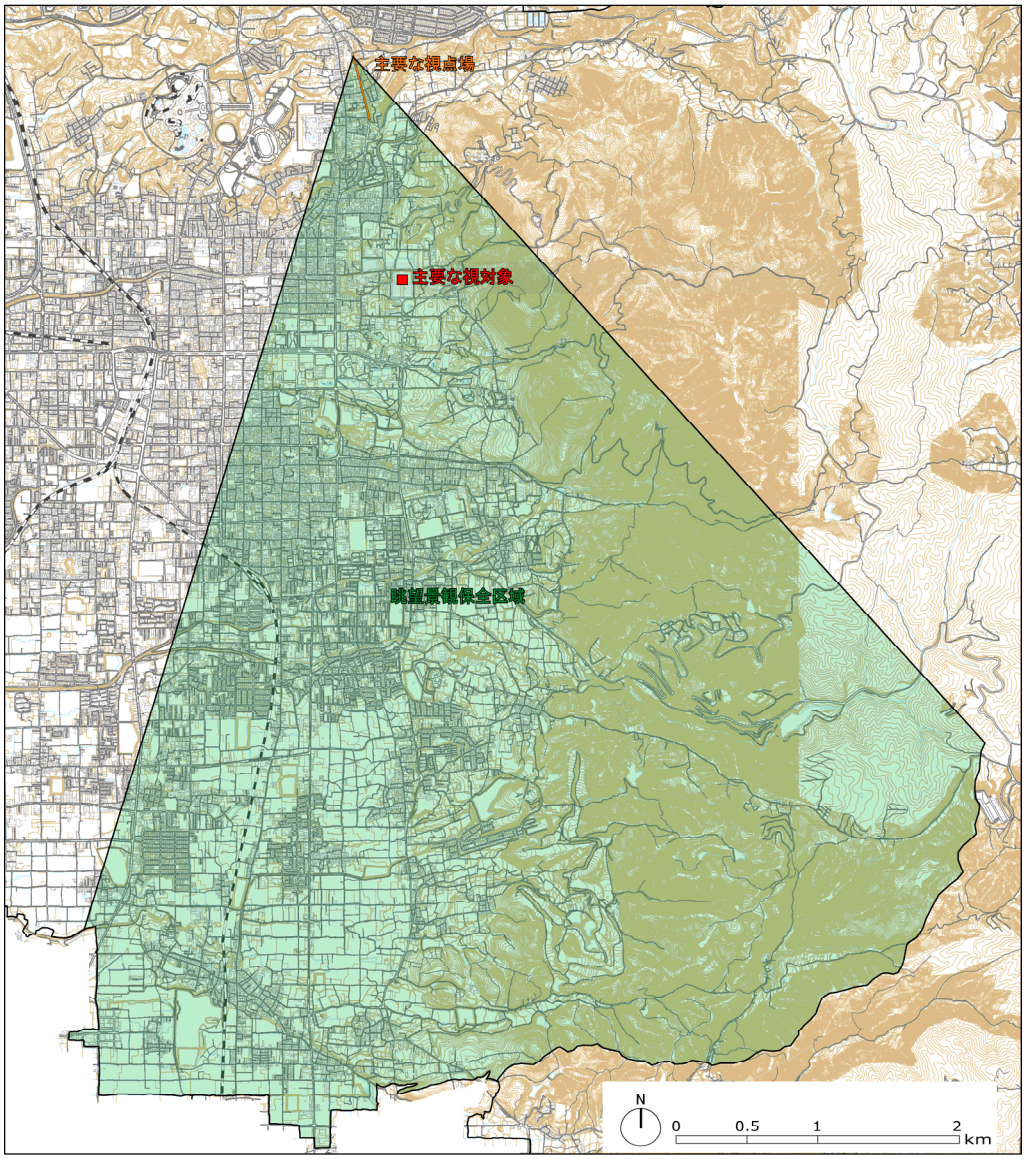

○施策の方向性

建築行為や開発行為等に対する規制・誘導の手法に基づき、眺望景観保全区域を３つのゾーンに区分し、それぞれの以下の方向性に基づき施策を展開していくこととする。

＜ゾーンＡ：眺望景観の視点からの新たな規制・誘導策を講じる区域＞

沿道の建築物等の形態意匠の誘導などにより、東大寺大仏殿への良好な軸線を形成し、奈良への導入路としてふさわしい沿道景観づくりを進めるため、奈良阪（県道木津横田線）の沿道区域を奈良阪沿道景観形成重点地区への指定を検討する。

道路施設の設置にあたっては、道路を横断したり、東大寺大仏殿への眺望を遮ったりしないよう、眺望景観への配慮を要請することとする。

＜ゾーンＢ：現行の法制度に基づく規制・誘導を基本とし、必要に応じて配慮を求める区域＞

春日大社境内の南側の市街地の区域（高畑町、東紀寺町、白毫寺付近）では、東大寺大仏殿の背後に建築物等が映りこむおそれがある。また、奈良阪（県道木津横田線）の南側区域（川上町、雑司町、北御門町付近）では、視対象の前景に屋根並みが映りこむ。従って、これらの区域では、大規模建築物や眺望景観を阻害するおそれのある建築物の建築等にあたっての景観シミュレーションの義務付けを検討するとともに、眺望景観に配慮した建築物等の形態意匠とするよう要請する。

一方、その他の区域では、奈良阪（県道木津横田線）の沿道の建築物や樹木等により、現行の法制度によることで、眺望景観に映りこむような高さの建築物等は建築されるおそれは少ないものの、大規模な建築物等を建築する場合は、眺望景観を阻害しないことを確認するよう要請する。

＜ゾーンＣ：現行の法制度に基づき規制・誘導を図る区域＞

現行の歴史的風土特別保存地区や風致地区、史跡や名勝、天然記念物等の文化財の指定に基づき、歴史的建造物の保存や樹林や山林等の適切な保存管理等を推進する。

■ 守るための施策の方向性に係る区域区分

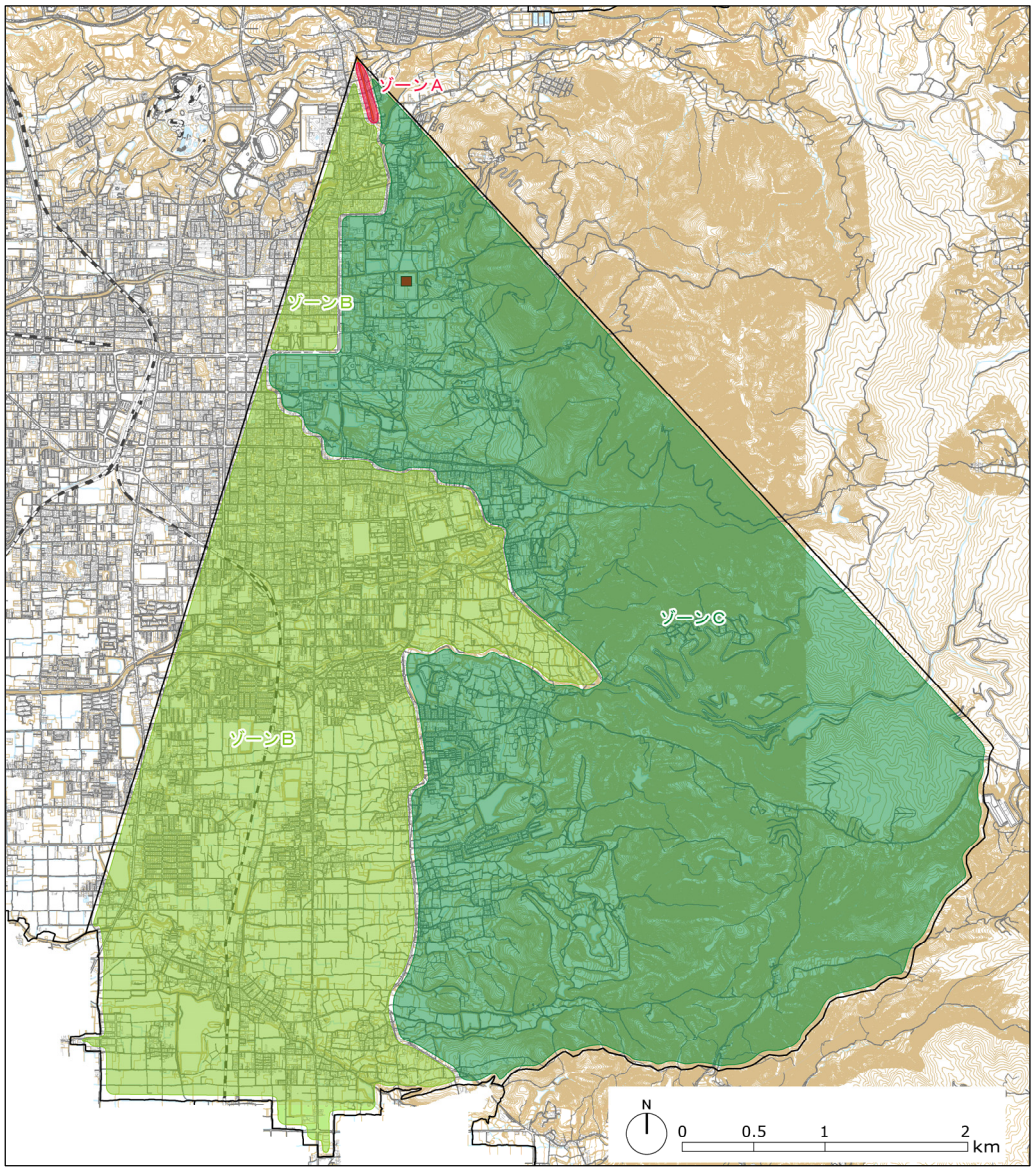

②整えるための方策

〇対象区域

「眺望景観保全区域」を対象とする。

〇施策の方向性

景観阻害要素の除去や修景のための助成制度の創設を検討し、所有者等との調整のもとに既に景観を阻害している要素の修景を進める。

道路管理者である県との調整のもと、電柱電線類の美装化など、景観を阻害している道路施設の修景を推進する。

③活かすための方策

〇対象区域

（1）①で設定した「主要な視点場と一体となって価値を形成する区域」を「視点場魅力向上エリア」、「主要な視対象と一体となって価値を形成する区域」を「視対象魅力向上エリア」に設定し、活かすための方策の対象区域とする。

■ 視点場魅力向上エリア及び視対象魅力向上エリア

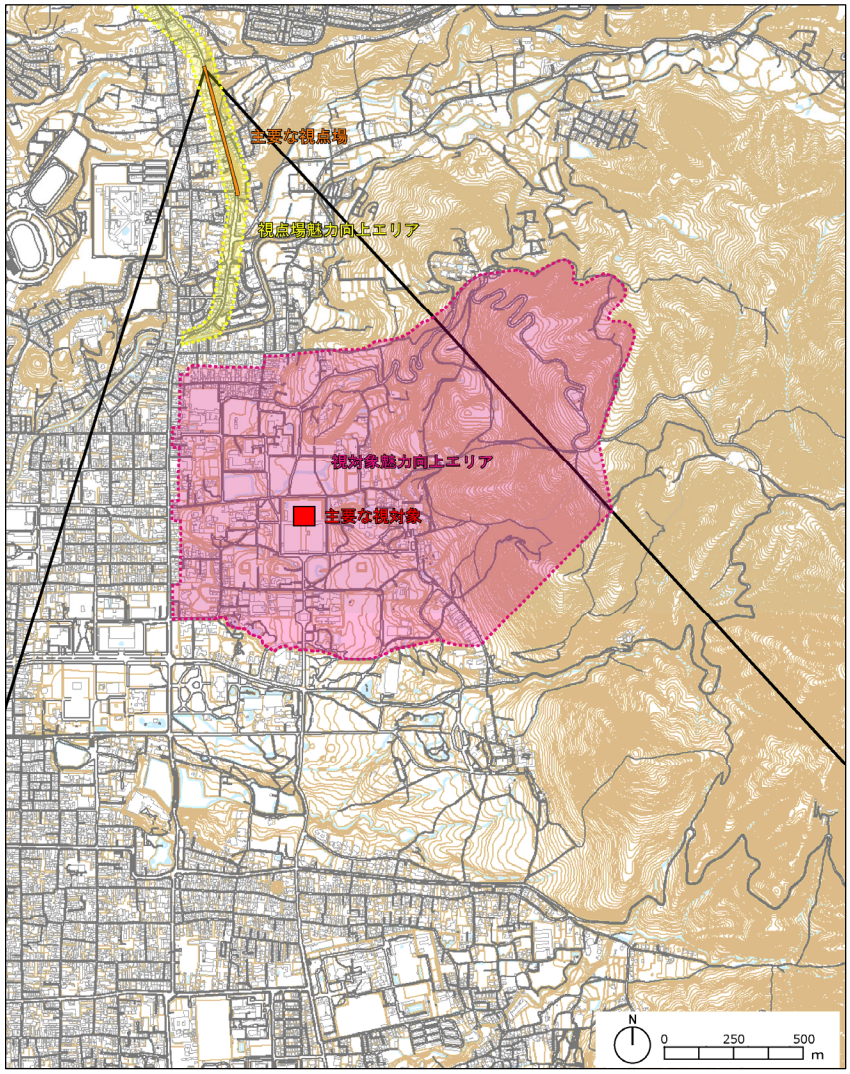

〇施策の方向性

＜視点場魅力向上エリア＞

より多くの人々が、眺望景観から東大寺の歴史や文化を感じとり、奈良に来たことを印象的に感じられるよう、奈良市ホームページや情報誌等を通じて眺望景観に関する情報を積極的に発信する。

視点場となる奈良阪の魅力の向上のためには、奈良への導入路としての良好なシークエンス景観を形成することが求められる。従って、主要な視点場のみならず、奈良阪（県道木津横田線）の一連の区域を奈良阪沿道景観形成重点地区に指定し、デザインガイドラインにより、なら・まほろば景観まちづくり条例に基づき景観誘導を図る。また、アダプトプログラムの活用などによる地域住民による山林や樹林、街路樹等の維持管理を推進することにより、地域住民の景観に対する意識を高めていくとともに、東大寺大仏殿への緑の軸線を保全する。

＜視対象魅力向上エリア＞

視対象となる東大寺の魅力の維持・向上のため、東大寺の堂や塔頭と樹林とが一体となった歴史的風土を感じられるよう、また、東大寺大仏殿が緑のなかに浮き立ち、奈良に来たことを印象的に感じられるよう、史跡東大寺旧境内として、境内地の景観を特徴づける松、桜、杉等の樹木や観音山の樹林などの適切な維持・管理を行う。